

議案第9号

階上町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

階上町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和8年3月4日提出

階上町長 荒谷 憲 輝

階上町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

階上町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成26年階上町条例第15号)の一部を次のように改正する。

第12条中「第33条の10各号」を「第33条の10第1項各号」に改める。

第17条第2項中「家庭的保育事業者等は、前項の規定にかかわらず、児童相談所等における乳児又は幼児(以下「乳幼児」という。)の利用開始前の健康診断が行われた場合であって、当該健康診断が利用乳幼児に対する利用開始時の健康診断の全部又は一部に相当すると認められるときは、利用開始時の健康診断の全部又は一部を行わないことができる。」を「家庭的保育事業者等は、前項の規定にかかわらず、次の表の上欄に掲げる健康診断又は健康診査(母子保健法(昭和40年法律第141号)第12条又は第13条に規定する健康診査をいう。同表において同じ。)(以下この項において「健康診断等」という。))が行われた場合であって、当該健康診断等がそれぞれ同表の下欄に掲げる健康診断の全部又は一部に相当すると認められるときは、同欄に掲げる健康診断の全部又は一部を行わないことができる。」に、「この場合において、家庭的保育事業者等は、児童相談所等における乳幼児の利用開始前の健康診断の結果を把握しなければならない。」を「この場合において、家庭的保育事業者等は、それぞれ同表の上欄に掲げる健康診断等の結果を把握しなければならない。」に改める。

第17条第2項の次に表を加える。

児童相談所等における乳児又は幼児(以下「乳幼児」という。)の利用開始前の健康診断	利用乳幼児に対する利用開始時の健康診断
乳幼児に対する健康診査	利用開始時の健康診断、定期の健康診断又は臨時の健康診断

第23条第2項中「保育士又は」を「保育士若しくは青森県の区域に係る法第18条の29に規定する地域限定保育士(以下「地域限定保育士」という。)又は」に改める。

第29条第1項及び第2項中「保育士」の次に「又は地域限定保育士」を加え、同条第3項中「保育士の」を「保育士又は地域限定保育士の」に改める。

第31条第1項及び第2項中「保育士」の次に「又は地域限定保育士」を加え、同条第3項中「保育士の」を「保育士又は地域限定保育士の」に改める。

第44条第1項及び第2項中「保育士」の次に「又は地域限定保育士」を加え、同条第3項中「保育士の」を「保育士又は地域限定保育士の」に改める。

第47条第1項及び第2項中「保育士」の次に「又は地域限定保育士」を加え、同条第3項中「保育士の」を「保育士又は地域限定保育士の」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。



提案理由

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、所要の改正を行うため提案するものである。

(参考)

▽地方自治法

(議決事件)

第96条第1項 普通地方公共団体の議決は、次に掲げる事件を議決しなければならない。

(1) 条例を設け又は改廃すること。

